

● 公共下水道

(1) 都市計画決定の状況

令和 8年10月1日現在

下水道の名称		徳島市公共下水道			
排水区域	汚水 約1,527ha	中央処理区		約 687 ha	
		北部処理区		約 841 ha	
	雨水 約2,695ha	中央排水区		約 687 ha	
		北部排水区		約 841 ha	
		加茂排水区		約 415 ha	
		加茂名排水区		約 452 ha	
		八万排水区		約 301 ha	
※各面積は四捨五入しており、合計と一致するとは限りません。					
下水管渠	名 称	位 置		備 考	
		起 点	終 点		
	(北部処理区) 北 部 放 流 管	東沖洲二丁目	東沖洲一丁目	放流管渠	
ポンプ施設	(中央処理区・排水区) 佐古ポンプ場 内町ポンプ場 昭和ポンプ場 佐古西ポンプ場 眉山ポンプ場 山城中継ポンプ場	佐 古 一 番 町 南 内 町 1 丁 目 南 昭 和 町 5 丁 目 佐 古 六 番 町 明 神 町 6 丁 目 山城町東浜傍示番外			
	(北部処理区・排水区) 常三島ポンプ場 末広ポンプ場 住吉ポンプ場 福島ポンプ場 金沢ポンプ場 沖洲ポンプ場	北 常 三 島 町 3 丁 目 南 末 広 町 城 東 町 二 丁 目 地 先 安 宅 二 丁 目 金 沢 一 丁 目 南 沖 洲 四 丁 目			
	(加茂排水区) 田宮北ポンプ場 田宮東ポンプ場 田宮西ポンプ場 矢三東ポンプ場 矢三西ポンプ場	北 田 宮 一 丁 目 中 吉 野 町 4 丁 目 南 田 宮 三 丁 目 南 矢 三 町 一 丁 目 北 島 田 町 1 丁 目			
	(加茂名排水区) 名東西ポンプ場	名 東 町 2 丁 目			
	(八万排水区) 八万ポンプ場	山 城 西 4 丁 目			
	中央浄化センター 北部浄化センター	南 昭 和 町 3 丁 目 東 沖 洲 一 丁 目			
	処理施設				

※各面積は四捨五入して
おり、合計と一致する
とは限りません。

(2) 公共下水道の変遷

年月日	告示番号	内 容
M43		市区上水道・下水道調査委員会を設立し、調査研究に努めたが計画までいならず
S 2		旧市内全域にわたる工事100万円余の計画を樹立したが、昭和 5年 3月の市庁舎の火災で調書の全てを焼失
S 8～12		第 1 期事業費の設計を完成したが、日華事変で中止
S23. 11. 30	建 205号	中央処理区排水区域586. 51ha、北部処理区排水区域456. 2haを決定
S35		中央下水処理場の事業認可を受ける
S37		中央下水処理場の一部が運転を開始
S40. 3. 11	建 497号	中央処理区の排水区域を602. 23haに変更
S44. 12. 19	市 64号	軽微変更
S47. 10. 16	市 56号	排水区域を約1, 133haに変更 (中央処理区を約632ha、北部処理区を約501haに変更) 中央ポンプ場外 7 箇所、処理施設 (中央処理場、北部処理場) を変更
S49. 10. 23	市 60号	中央処理区の処理施設を拡充、北部処理区の常三島中継ポンプ場を変更
S49. 12. 20	市 69号	排水区域を約1, 355haに変更 (北部処理区を約723haに変更)
S52. 9. 21	市 63号	排水区域を約1, 393haに変更 (中央処理区を約670haに変更し、全体計画も変更)
S60. 12. 6	市 115号	北部処理区の住吉ポンプ場を新設し、これに伴う管渠を変更
H元. 11. 21	市 125号	中央処理区に中央増補 1. 2. 3号線を設置
H 2. 9. 1	市 90号	排水区域を約2, 457haに変更 (北部処理区を約1, 787haに変更) 下水管渠のうち北部遮集幹線ほか22線、ポンプ施設、処理施設を変更
H 7. 2. 3	市 4 号	北部処理区の住吉ポンプ場を変更 (道路計画との整合を図るため)
H10. 9. 24	市 114号	北部処理区の北部遮集幹線を変更し、下水排除面積が1, 000ha未満の管渠を廃止 (H 8建設省都市局都市計画課発「下水道の都市計画決定について」による)
R 8. 10. 1	市 239号	排水区域を変更 (中央処理区を約687ha、北部処理区を約841haに変更、 加茂地区、加茂名地区及び八万地区の一部の都市下水路を 公共下水道に位置付け、中央排水区約687ha、北部排水区約841ha、 加茂排水区約415ha、加茂名排水区約452ha、八万排水区約301haに変更) 下水管渠、ポンプ施設、処理施設 (名称) を変更